これからの"木の家"と建築構造

2010年4月12日 東京大学 教授 神田 順

「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回 1

「木の家づくり」の問題認識

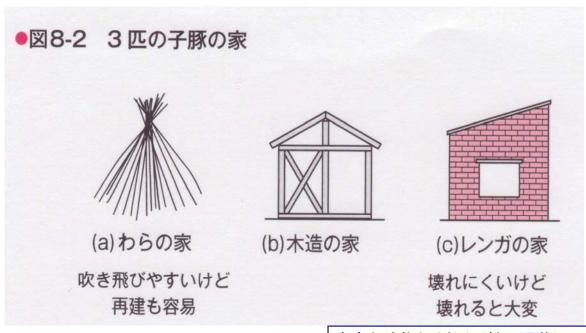
- 法律を満たす中で、もっとも安価な家?法律は何を規制しているか。
- 気持ちよく住むことよりも高級マンション?家の価値とは何か。
- 技能人育成よりは、企業にとっての利益? 木造建築の技術は継承できるか。

要約とキーワード

- 自分で考える構造安全 法律は一律に決めるが保証しない。
- 地域で考える構造安全 過密都市と高層 vs 農山村と戸建
- 科学と技術と規制と安心科学の限界と安全のための新しい文化

「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回 3

3匹の子豚ものがたり



安全な建物とは何か(神田順著)p.189

東京と長岡

東京:大都市と郊外地域 ストレス社会! 高層居住と利便性優先 庭付き戸建と自然環境優先

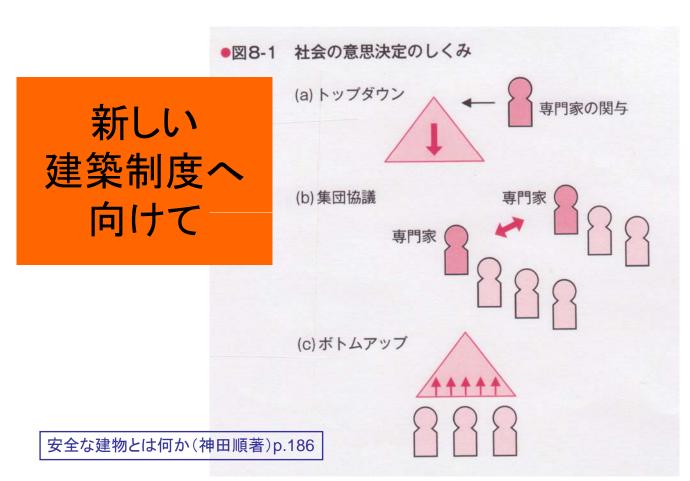
長岡: 地方都市と農山村 **自然との共生** 低層集合住宅と地域特性配慮 農地、山林つき戸建と自然環境保全

> 「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回

5

建築基準法の構造計算の意味

- 建築主の保護 >> 専門家のよりどころ
- 安全の最低基準 >> 政令で定める計算
- シックハウスの混乱 >> 機械換気
- 伝統木造は法律違反>> 保険や融資なし
- 法令の安全もばらばら>> 形式的安全



「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回 7

建築基準法と古い価値観

- 戦後の焼け野原を見て作った、建築基準法と 建築士法による経済活性化。
- 高度技術の導入により、法規制が複雑化、施 行令・告示が膨大となり、既存不適格問題の 発生。
- 弱者(建築主)のための法律が、強者(デベロッパーや設計者)の法的保護の役割。

建築基本法と新しい価値観

- ・法は理念と関係者の責務を明記し、詳細な規定は、条例と民間基準に委ねる。
- 建築は、500年に一度の地震動や強風、豪雪に対して倒壊しないこと。
- 地形・地理と歴史・文化に即した地域のルールづくり。
- 土地や建築物は個人財である前に社会資産。

「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回 9

まとめ

「木の家づくり」を通して

住まうとは何かを見直そう。 地方から豊かさを。 文化・歴史と技能の融合を。

参考資料

- 1.「安全な建物とは何か」 神田順、技術評論社、2010年3月
- 2. 「Risk and Culture」 Mary Douglas and Aaron Wildavsky, University of California Press, 1982
- 3. 「伝統木造が今、熱い」 神田順、日刊建設工業新聞、所論諸論 2010年3月15日
- 4.「建築業・建築設計にかかわる法規制のあり方」 神田順、中小商工業研究、第89号、2006年10月
- 5.「まちづくり 建築基準法見直しが先決」 神田順、 朝日新聞、私の視点 2005年5月11日

「木の家づくり」から林業再生を考え る委員会 第2回 11

る。政府も耐震補強推進の 地震被害は相変わらずであ 県西方沖地震を経て住宅の 年、新潟県中越地震、福岡 かけ声をあげてはいるが、 表効があがらない。 阪神淡路大震災から10

国会で「住宅基本法」の成 が「住宅・まちづくり基本 が、03年6月に日本経団連 しれを受けて、来年の通常 を目指すとしている。 この経団連案は「『住み 一般には知られていない ている状況をそのままにし

2005.5.// <u>朝舟新南(朝</u>

見える。 策、行財政改革への対応な 安全安心の確保や環境対 髙齢社会の到来に対応し、 づくり」と題され、少子・ といいことずくめのように

が次々と作られ湿乱が生じ 多い。昨今、建築関連法規 しかし、現実には問題も

やすさ』で世界に誇れる国 助金や税制改革も含む。そ ては、混乱を助長させるば が、関連法規の間で整合性 のこと自体に問題はない 示すもので、その多くは補 が保たれないまま導入され

かりだ。 た。1950年に制定され 「建築基準法」が決めてき これまで、住宅の性能は

の所在が見えない。 把握できない一方で、 策も欠かせない。 にもかか

適格建物に遡及しない。そしてなによりも既存不 「建築物を適法状態に保

わらず、建築基準法は拙速 増し、専門家ですら全貌が な改正で詳細規定ばかりが

て」という条項があっても

は市町村ごとにあり方を決 認識から抜けられず、景観 実現に向かわない。 めるという理念がなかなか

> 含めて建築はいかにあるべ べきである。また、住宅を 念、資務の分担を明確にす

環境など、あるべき姿をう 念として安全、健康、地球 会を発足させた。建築の理 本法」の制定を目指す準備 直後の3年8月に「建築基 筆者らは経団

進の提案の

まちづくり 建築基準法見直し

である。

のではないかと危惧するの の大量供給になってしまう 再び「最低の」基準の住宅 みとはならないばかりか、

美しいまちなみへの取り組 は法律が本来目的とする、 が作られたとしたら、それ 策のための「住宅基本法」 ことなしに、経済活性化政 きか、その基本を議論する

たこの法律は、戦後の何も

た「基本法」を決めていい いる。さらに言えば、国民 どを活性化するだけでいい て、住宅産業や住宅金融な のかという疑問が呈されて 理念と政策の原則をうた のかとの疑問もわく。 的議論もないままにこうし い、社会のあるべき方向を 基本法といわれる法律は

し、建築の最低基準を定め 物が造られてきた。 年間100万棟の単位で建 たものである。その結果、 物を供給するかを主限と ない時代に国民にいかに建 のである。 則さえない、という状態な ないし、守られなくても罰 も、昨年から「景観緑三 法」が施行されたのに建物 まちなみの問題にして

は足りている。必要なのは 保全するかであり、環境対 今ある建物をいかに維持し ところが、今や住宅の数 てる権利があるという社会 準法」だ。法を満たせば建 を建てられるか否かを決め ているのは依然、「建築基

一般の人はその存在を知ら のかかわりと責任を明確に するために建築主や専門家 たったうえで、それを実現 と考えたからである。

分担を明確にして、違反が る前に、まずは建築の理 放置されがちな建築基準法 が、政策の議論の第一歩だ を根本から作り直すこと し、かつ国と自治体の役割 「住宅基本法」を制定す

投稿規定

1300字程

稿は返却しません。 係へ。電子メールはsiten ディアにも収録します。原 遠慮ください。本社電子メ 社企画報道部「私の視点」 104・8011朝日新聞 稿、採否の問い合わせはご @asahi.com 二重投 業、電話番号を明配し、〒 度。住所、氏名、年齢、職 支大

んでいるが、伝統工法を見るにつけ、

私も在来木造軸組みの小さな家に住

名古屋

TEL Email TEL Email TEL

TEL
Email
TEL
Email
TEL
Email
TEL
Email
TEL
Email

Ŧ

四

06 (6942) 2601 osaka@decn.co. jp 052 (961) 2631 nagoya@decn.co. jp 045 (201) 3821 yokohana@decn.co. jp 048 (829) 2851 kanto@decn.co. jp 022 (222) 4222 tohoku@decn.co. jp 092 (741) 4605 kyusyu@decn.co. jp

日刊建設工業新聞社

TEL Email TEL Email TEL

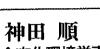
011 (261) 7653 hokkaido@decn.co.jp 043 (222) 4036 chiba@decn.co.jp 025 (229) 5411 hokuriku@decn.co.jp 082 (221) 7236 hiroshima@decn.co.jp 087 (837) 5072 shikoku@decn.co.jp Émail TEL

1回シンポジウムが開催され、私もパ

伝統を未来につなげる会の第

基本法の枠組みの中に可能性がある、 ネリストのひとりとして、新しい建築

と檄を飛ばしてきた。



お会いするようになった。棟梁たちの ってきて、伝統木造の人たちと頻繁に

先日は、東京の学士会館で「日本の伝

統建築文化は何処へいくのか!」とい

残された時間がないという必死な様

昨年12月にニュージーランドから帰

ナ、伝統工法で木造建築を設計したい

へたちの切なる思いが伝わって来る。

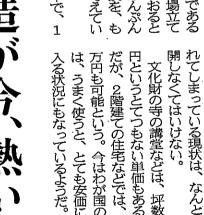
が、現状認識だ。それでも、社寺建築 状況のようになってしまったというの 寄せて、とうとう息も絶え絶えという 伝統木造の受難の時代が少しずつ押し 築の外で生きる道をもっているが、そ 築基準法適用外ということで、一般建 は、文化財という範疇に入れば、 1950年に建築基準法が制定さ 建築士制度が始まった。そして、 建

> 学ぶにつけ、 同時に、職人ならではの味がぷんぷん などなど、すべて理にかなっておると のない仕口、 と漂って来る。そんな職人の技を、 土壁、床下の通風を確保する石場立て かなくてはいけない。 っともっと生かす道を社会で考えてい 日本が、この豊かな自然の中で、1 土地の風土の一部である 魅力に圧倒される。

> > うような、理不尽な法律によって縛ら なんとか打

現場を指揮する東亜Vの三木所長

だが、2階建ての住宅などでは、坪70 円というとてつもない単価もあるよう 万円も可能という。今はわが国の木材 は、うまく使うと、とても安価に手に 文化財の寺の講堂などは、坪数百万 19



000年を超えて培ってきた伝統木造 技術は、社会の資産だ。単に物としての 木造建築だけが資産なのではなくて、 保するということであれば良いが、 の障壁は建築基準法の仕様規定。それ ステムそのものが資産ということだ。 える技で、生活の場をつくるというシ 山の木を生かし、手作りゆえに顔が見 令で定める計算によって確かめるとい も耐震性や火災安全を自らの責任で確 このシステムの継承にとって、最大

98年の基準法改正が輸入木材を奨励 会の中に定着してきたことが、さらに 質や政令で定める計算法のみが許され 然の素材の使用を制限し、規定した品 に競われることは良いが、 た。木を工夫して使う技術がさまざま 伝統木造の首を絞めることにつながっ でいる持続可能な豊かさとは別の世界 るというような世界は、21世紀に望 画一品質の集成材の安定供給を社 法律が、自

け誤差の許容範囲は交気25%がだっ たが、10秒がという高い施工精度を 置をリアルタイムに管理。 う現できた」と胸を張る。 「据え付

> 進めることが求められる。 は「MC-3関係の工事

組織する連絡協議会を中

経を使っている」と話す 搬や重機作業の施工管理 を及ぼさないようにしなが おり、これらの船舶や施設

定化のために前面で盛り石、背後で 輸送され、遠方は香川県の小豆島か 裏込め石の投入が進む。石材は海上 東亜マの工区では現在、セルの安



3での鋼板セ



ら調達している。 常時20~30隻の船 という思い上がりは、避けなくてはい **鼤ない。しかし、超高層ビルの構造計** かということになると、それは、棟梁 にしても、誰が判断したか、誰が数値 算とどちらが信頼できるかということ の経験と判断によるので、100%で その建築の耐震性をどこまで保証する けない。もちろん、棟梁の太鼓判が、 を入れたかによって、軍配はどちらに でもなるものだと考える方が自然では 現代の科学技術で何でも解明できる 路を通るコンテナ船の大 北米・欧州とアジアを

うことだ。 とではなく、法律は万能ではないとい ちろん法律を守らなくて良いというこ が、安全を確保するものではない。 門家が判断できるのであれば、何も構 美しさだ。それを満たしていると、 のは、安全性であり、機能性であり、 て、一日も早く実現させたいものだと 法律の上でも建築の基本理念を確認し ても良いと思うし、そのような制度を 造計算で無理やり数字を当てはめなく 法律で決めたことにただ従うこと 建築にそもそも求められる